

North American Coordinating Council On Japanese Library Resources

北米日本研究資料調整協議会



北米図書館及び学術研究機関における日本の電子資料利用に関する背景と設置基準について

Original Title: “Basic Guidelines and Requirements for Vendors of Japanese Digital Resources In the North American Library and the Scholarly Community”

この文書は、NCC 電子資料委員会委員 (Digital Resources Committee-DRC)、および北米の学術図書館において、日本の電子資料取得や導入に従事する関係者による協議に基づいて作成されました。またこの文書は、法的要件や技術的要件、及び北米の図書館及び学術研究機関における日本の電子資料の導入と利用に関する優先事項について、これら専門家の見解を要約したものです。

2002 年、北米日本研究資料調整協議会は、2000 年に結成された電子資料共同認可事業部会 (The Consortial Licensing Task Force) の活動を継続するために電子情報委員会を設立しました。コンソーシアム契約推進に始まった電子情報委員会の役割は、今では北米での日本の電子資料の取得と使用に関するあらゆる面に及んでいます。以下に、電子情報委員会が確認した主要案件と問題点を示します。

1. 小規模な日本語文献利用者数

これまで日本のオンラインや CD-ROM 電子資料製作・出版・販売関係者は、それぞれの製品及び契約を北米の図書館用に改良することはありませんでした。その理由として利用者の少なさが上げられることでしょうか。例をあげれば、米国議会図書館ですら日本語のみの資料を読解できる利用者は少数で、その合計が同時に 100 人を越えることはありません。その他の機関においては利用者はさらに少ないと言えましょう。しかし、北米学術研究機関では、日本語資料を使用した研究は日本研究にとって不可欠であると認識しています。日本研究の研究者は、小規模ではあるもの、北米では非常に重要な学界を構成し、日本語による日本に関する情報の取得を必要としています。ここで問題となるのが、重要な研究資料でありながら利用者の絶対数が少ないため、ひとつの学術機関では日本の電子資料を導入するための巨額な契約料金を確保することが困難になっているという点です。

この問題を解決する一手段として、日本の電子資料製作・出版・販売関係者に要望します。北米の学術研究機関における相対的に少ない総利用者数に合わせ、ネットワーク可能な CD-ROM 製品を製造すること、及びそのネットワーク版 CD-ROM を、幾つかの研究機関で共同使用する認可を提供することです。この方法は、北米の図書館員にとって非常に有益なものとなるでしょう。

2. 便利で安全なアクセスの手段

研究者と図書館での異なる必要性を満たすため、日本の電子資料利用には、IP 制御、ID/パスワード、定額料金、検索ごとの課金制といった、さまざまなアクセス手段が不可欠となります。

学術図書館や連邦政府図書館では、図書館の利用者端末からデータベースへアクセスできる IP 制御アクセスが適切と考えられます。これにより、他の手段によって生ずる様々な問題が取り除かれます。同時に、電子資料の製作・出版関係者が憂慮する不正アクセスも防げることができます。IP 制御アクセスを使用すると、指定された IP アドレスを持つコンピュータのみが、占有のデータベースにアクセスできます。実際に、現在ではこの方法が北米の図書館における電子資料への標準的なアクセス方法となっています。

3. 電子資料の利用と引用

欧米の研究慣行としては、学者は、自己の論文中で引用または書き換えた文献の出典を明記することが義務付けられています。しかし、日本の一部の電子資料では、その電子資料に含まれる情報の出典を明記することを禁じています。これでは、研究者はこれらの資料の記述や発見を利用することができません。出典の引用明記は学術研究の基本であり、電子資料に含まれる資料の引用を制限することは、研究・教育界では受け入れ難い行為なのです。

4. 英語による契約の必要性

日本の製品とはいえ、電子資料の使用に必要な契約は、北米の政府機関および学術機関における契約専門家や弁護士によって承認される必要があるため、これらは英語で作成されるか、または英語の訳文が添付されなければなりません。

5. 受諾できない契約条件

前項の利用契約は、北米の司法権に適合するように調整される必要があります。

- a. 受諾できない契約条件のひとつに、「東京地方裁判所で議論される任意の契約条項」があります。アメリカ合衆国の州法および連邦法では、州立大学および政府機関が、外国の司法権下の法律に従属することを求める契約に署名す

ることを禁じています。アメリカ合衆国内の民間機関の多くも、外国の司法権に関する知識が豊富な弁護士がおらず、外国の裁判所での訴訟を必要とする契約を認証する能力がないため、同様の懸念を抱えています。各機関は、このような条項には個別に対処し通常このような条項は契約から削除されません。

- b. データベース使用者の利用監視を図書館員に求める契約条項も、実行は難しく、承認されることはないでしょう。

6. CD-ROM とオンライン

北米の図書館の多くでは、下にあげる理由から、CD-ROM や DVD-ROM 資料よりもオンライン資料が好まれます。

- a. CD-ROM の設定や管理をそれぞれの図書館が行なうとすると、設備面およびスタッフによる作業時間の面で非常に費用がかかります。これは、100 枚を超える CD-ROM 製品など巨大な資料の場合に特に顕著です。
- b. 定期刊行物の索引などのように、常に更新しなければならないデータベースの場合には、オンラインアクセスが特に重要となります。

7. オンライン・アクセスの改善としてのコンテンツ・アグリゲータの導入

その他には、電子資料製作・出版者が自社のデータベースやその他のサービスを、Japan Knowledge や Nichigai/Web サービスなどのような形で、オンライン・データベース・コンテンツ・アグリゲータとして提供することが挙げられます。この方法によって、北米の図書館向け製品への適切なオンライン・アクセスの提供が実現されることになります。同時に製作・出版者は、北米の利用者が自社の製品を十分に利用できる環境を、データベース・コンテンツ・アグリゲータ会社に依存することができます。また、製品の整理統合は、製作・出版者にとってもコストの削減につながり、利用者に対してより安価な製品を提供できるようになります。この方法では、利用機関が製作・出版・販売関係者から提供される各種の製品の中から必要に応じてデータベースを自由に選択できるようになるのが理想です。

8. 望まれる二言語使用

英日の二言語によるオンライン・データベースや CD-ROM データベースの拡充が、これらの資料の利用者を拡大させる理想的な方法です。

(英/日に両言語で利用できる資料は、日本研究の研究者だけではなく、日本に興味を持つ一般の人々が日本の情報を得るのにも役立ちます。) このような二言語使用資料の拡充により、日本国外の機関による購入が一層促進されるようになります。

9. 英語マニュアル整備

日本の電子資料のセットアップおよび操作に関する英語圏利用者対象のマニュアルがあれば、日本語を理解しないコンピュータ・システム・スタッフでも、さらに簡単に日常的な問題に対処できます。

10. 詳細な全文キーワード索引の充実

欧米の研究者および図書館員は、学術研究で通常使用される語彙に基づく包括的な全文キーワード索引が、電子資料においてもっとも重要な機能のひとつであると考えます。つまり、日本の製作・出版・販売関係者やデータベース作成者も、簡単に利用できる、効果的な索引のある電子資料を提供することが絶対不可欠であると考えています。自動索引ソフトによって作成された索引では、正確で詳細な全文索引の作成は困難なため、データベース製作者には、索引の品質と対象範囲を向上させるために、できる限り人間の手による索引作成が求められます。

このような、より正確で詳細な索引機能を持つ日本の電子資料は、研究者にとっては非常に魅力的な商品となり、北米の学術研究機関の興味を高めることでしょう。

日付 2006年4月3日